

令和 6 年第 2 回臨時組合議会（令和 6 年12月20日）

入間東部地区事務組合議会会議録

入間東部地区事務組合議会

令和6年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
議事日程（12月20日）	3
出席議員	3
欠席議員	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
開会及び開議の宣告（午後 2時03分）	5
◎議会運営委員長の報告	5
日程第1 会議録署名議員の指名	6
日程第2 会期の決定	6
◎例月出納検査結果の報告	6
◎出席説明員の報告	6
日程第3 管理者あいさつ	6
日程第4 議案審議	7
◎第18号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第4号）	7
◎第19号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	7
◎第20号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	7
◎第21号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
◎第22号議案 和解について	8
日程第5 閉会中の継続調査の申し出について	16
◎管理者あいさつ	16
閉会の宣告（午後 2時41分）	16
署名	19

令和6年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年12月12日

入間東部地区事務組合管理者 高 畑 博

1 期 日 令和6年12月20日（金）午後2時

2 場 所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）

- 3 付議事件
- （1）第18号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第4号）
 - （2）第19号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - （3）第20号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
 - （4）第21号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - （5）第22号議案 和解について

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

１番	佐野正幸	議員	２番	村元寛	議員
３番	前田広子	議員	４番	原田雄一	議員
５番	本名洋	議員	６番	小松伸介	議員
７番	斉藤隆浩	議員	８番	篠田剛	議員
９番	島田和泉	議員	１０番	山田敏夫	議員
１１番	林善美	議員	１２番	細田三恵	議員
１３番	川畑勝弘	議員	１４番	塚越洋一	議員
１５番	久保健二	議員			

不応招議員（なし）

令和6年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会議事日程

令和6年12月20日（金）

午後2時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者あいさつ

日程第 4 議案審議

第18号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第4号）

第19号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第20号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第21号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第22号議案 和解について

日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会
議会議長

△出席議員（15名）

1 番 佐 野 正 幸 議員

2 番 村 元 寛 議員

3 番 前 田 広 子 議員

4 番 原 田 雄 一 議員

5 番 本 名 洋 議員

6 番 小 松 伸 介 議員

7 番 斉 藤 隆 浩 議員

8 番 篠 田 剛 議員

9 番	島 田 和 泉 議員	1 0 番	山 田 敏 夫 議員
1 1 番	林 善 美 議員	1 2 番	細 田 三 恵 議員
1 3 番	川 畑 勝 弘 議員	1 4 番	塚 越 洋 一 議員
1 5 番	久 保 健 二 議員		

△欠席議員 な し

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

辻 本 貴 徳	事務職員	新 井 良 輔	事務職員
---------	------	---------	------

△地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

高 畑 博	管 理 者	星 野 光 弘	副 管 理 者
林 伊佐雄	副 管 理 者	工 藤 淳	会 計 管 理 者
宮 寺 和 美	事 務 局 長	高 橋 映 治	次 長 兼 総 務 課 長
中 川 一 諭	消 防 長	上 田 安 孝	次 長 兼 予 防 課 長
石 塚 孝	消 防 総 務 課 長	浦 野 哲 也	警 防 課 長
小 嶋 学	救 急 課 長	長谷川 義 兼	指 揮 統 制 課 長
関 根 敏 行	西 消 防 署 長		

△開会及び開議の宣告（午後 2 時 0 3 分）

○山田敏夫議長 ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和6年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎議会運営委員長の報告

○山田敏夫議長 議会運営委員会の報告を求めます。

久保委員長。

○久保健二議会運営委員長 皆さん、こんにちは。初めに、先般実施いたしました令和6年度議員視察研修につきましては、議員の皆様方には公私ともにお忙しいところ、多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。無事に終了することができましたことを、この場をお借りいたしまして、改めて御礼、ご報告を申し上げます。

続いて、本日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、本臨時会における議事運営について協議いたしましたので、ご報告いたします。

まず、本臨時会における議事運営についてであります。提出議案については、令和6年度一般会計補正予算（第4号）、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例のほか、条例改正が2件、和解についての合計5件でございます。

次に、資料要求書の提出はなかったことを確認いたしました。

また、会期についてですが、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議した結果、本日1日とすることに決定し、日程については、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定いたしましたので、お手数ではありますが、議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきますようお願いいたします。

なお、閉会中における継続調査の件について、議長宛てに申出を行うことに決定いたしました。

以上、本臨時会の運営が円滑に行われますよう皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○山田敏夫議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑を受けます。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○山田敏夫議長 日程第1, 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番・斉藤隆浩議員、8番・篠田剛議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○山田敏夫議長 日程第2, 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

○山田敏夫議長 ここでご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しはお手元に配付しております。

◎出席説明員の報告

○山田敏夫議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧表のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

なお、出席説明員の東消防署長より、私事都合により欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

△日程第3 管理者あいさつ

○山田敏夫議長 日程第3, 管理者あいさつを行います。

管理者。

○高畑 博管理者 皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用の中、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、消防行政関連について、当組合管内の本年中の災害発生状況についてご報告いたします。初めに、火災出動件数でございますが、本年1月1日から11月30日までで40件発生し

ており、昨年と比較して2件増加しております。21件発生した建物火災のうち全焼火災は5件で、火災による死者は発生していないものの、3名の方が負傷されております。今の時期は、空気が乾燥し、暖房器具を使用する機会が増加することから、火災が発生しやすい時期となっております。管内26万人の住民の皆様が安心、安全に過ごせるよう、年末年始の特別警戒を含め、火災予防に努めてまいります。

次に、救急件数でございますが、本年1月1日から11月30日までで既に1万4,608件を数え、昨年と比較しますと691件増加しております。埼玉県内では11月中旬から季節性インフルエンザの発生件数が増加しており、新型コロナウイルス感染症との同時流行が危惧されるところでございます。感染により災害対応に支障を来すことがないよう、引き続き感染対策に万全を期してまいります。

なお、新年1月12日にふじみ野市役所におきまして消防出初式を挙行いたしますので、議員の皆様のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、衛生行政関連についてご報告いたします。初めに、しのめの里についてでございますが、本年4月1日から11月30日までの火葬件数は2,507件、式場利用件数は360件と、前年同期と同程度の利用件数となっております。引き続き指定管理者と連携を図りながら、皆様安心してご利用いただけるよう施設運営を行ってまいります。

なお、しのめの里における空調設備等更新工事の進捗状況ですが、現在のところ、計画どおりに事業は進んでいるものでございます。これまでに工事業者と管理業者による現地での調査が終了しましたので、今後更新機器を発注し、令和7年2月から9月までの間に機器の更新工事を行う予定となっております。

次に、浄化センターについてでございますが、本年4月1日から11月30日までの搬入量は5,796リットルと前年同期と同程度であり、安定した処理を行っております。引き続き構成市町、環境課と連携を図りながら、衛生的な生活環境の確保のため、適切な施設管理に努めてまいります。

結びに、本臨時会に提案をしております案件は、議案5件となっております。それぞれご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

△日程第4 議案審議

◎第18号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第4号）

◎第19号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

◎第20号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一

部を改正する条例

◎第21号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎第22号議案 和解について

○山田敏夫議長 日程第4，議案審議を行います。

これより本臨時会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○辻本貴徳事務職員 （議案名朗読）

○山田敏夫議長 以上，議案5件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○高畑 博管理者 それでは，本臨時会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに，第18号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第4号）でございますが，歳入歳出予算，債務負担行為及び地方債を補正する必要性が生じたため，地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

続きまして，第19号議案から第21号議案までの条例につきましては，地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

まず，第19号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが，組合議会議員の期末手当について改定するため，本条例の一部を改正したいので，提案するものでございます。

次に，第20号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例でございますが，管理者及び副管理者の期末手当について改定するため，本条例の一部を改正したいので，提案するものでございます。

続きまして，第21号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが，人事院の給与改定に関する勧告に鑑み一般職の職員の給与について改定するため，本条例の一部を改正したいので，提案するものでございます。

最後に，第22号議案 和解についてでございますが，消防救急デジタル無線整備工事損害賠償請求交渉事件について和解したいので，地方自治法第96条第1項第12号の規定により，提案するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田敏夫議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第18号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第18号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書(第4号)を御覧ください。

初めに、歳入歳出予算補正額につきまして、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,493万9,000円を追加し、補正後の予算額を49億4,871万6,000円とするものでございます。

第2条では、債務負担行為の追加をするものでございます。

第3条の地方債については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を受けたことにより、事業債の見直しを行ったので、地方債の限度額を補正するものでございます。

補正の内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、参考資料1の令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第4号)概要を御覧ください。

(2)の歳入につきましてご説明いたします。まず、ア、分担金及び負担金でございますが、前年度繰越金の確定及び本補正内容を踏まえ、1億3,437万6,000円減額するものでございます。

イ、国庫支出金でございますが、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付を受けたことにより、2,023万円増額するものでございます。

ウ、寄附金でございますが、中高層建築物の建築に伴う消防力強化のための協力金がありましたので、59万9,000円増額するものでございます。

エ、繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴い、1億6,798万6,000円増額するものでございます。

オ、諸収入でございますが、消防救急デジタル無線整備工事損害賠償請求交渉事件に係る解決金として1,300万円増額するものでございます。

最後に、カ、組合債でございますが、起債の事業費の確定並びに補助金の交付決定及び事業債区分の見直しを行ったことにより、2,250万円減額するものでございます。

続きまして、(3)、歳出の内容についてご説明いたします。ア、議会費及びイ、一般管理費、(ア)、給料については、給与改定に伴い、補正するものでございます。

次ページを御覧ください。(イ)、委託料については、歳入で説明させていただきました消防救急デジタル無線整備工事損害賠償請求交渉事件について、相手方との合意が整いましたので、委託契約により代理人に対し119万円支払うため、補正するものでございます。

ウ、消防管理費でございますが、(ア)、給料、(イ)、職員手当等については、給与改定に伴い、補正するものでございます。

(ウ)、償還金利子及び割引料については、消防救急デジタル無線整備工事損害賠償請求

交渉事件に係る解決金の一部を国庫補助金に返還するため、345万円補正するものでございます。

次に、警防費でございますが、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入事業の事業費が確定したこと並びに補助金の交付決定及び事業債区分の見直しを行ったことに伴う財源内訳更正を行うものでございます。

次に、消防署費でございますが、給与改定に伴い、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当を補正するものでございます。

カ、消防施設費でございますが、消防庁舎等に係る修繕料が不足するため、補正するものでございます。

キ、消防装備近代化基金積立金でございますが、歳入の寄附金で増額補正いたしました協力金を消防装備近代化基金に積み立てるため、59万9,000円補正するものでございます。

続きまして、2、債務負担行為の補正でございますが、令和7年度に購入を予定している多目的搬送車について、発注から納品までの期間を要することから、令和6年度中に契約事務を進めるため、債務負担行為の補正を行うものでございます。

最後に、地方債でございますが、歳入の組合債で減額補正した内容のとおり、地方債を補正するものでございます。

補正予算の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田敏夫議長 質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入歳出を一括で質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、予算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第18号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第18号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第19号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、令和6年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定に伴い、議会議員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げることとなり、年間支給月数を4.50月から4.60月と改正するものでございます。

第1条にて令和6年度分を、第2条にて令和7年度以降分を定めております。

施行及び適用につきましては、第1条の施行日は公布の日とし、令和6年12月1日に遡及して適用。第2条の施行日は、令和7年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第19号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第19号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○山田敏夫議長 挙手多数であります。

よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第20号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第20号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、令和6年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定に伴い、管理者及び副管理者の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げることとなり、年間支給月数を4.50月から4.60月と改正を行うものでございます。

第1条にて令和6年度分を、第2条にて令和7年度以降分を定めております。

施行及び適用につきましては、第1条の施行日は公布の日とし、令和6年12月1日に遡及して適用。第2条の施行日は、令和7年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第20号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第20号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○山田敏夫議長 挙手多数であります。

よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

第21号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第21号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料3の条例改正概要を御覧ください。

1の改正概要になりますが、本条例は、令和6年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定を行うものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。1ページの下段になりますが、2の(3)を御覧ください。職員の給与改定に当たりましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料表の改定を行うほか、期末勤勉手当の支給月数を引き上げる改正となっております。

給料表の平均改定率は2.76%、期末勤勉手当の支給月数は0.05月分の引上げとなり、年間支給月数を4.50月から4.60月とするものでございます。

裏面を御覧ください。ページ中ほど、④で影響額を試算しておりますが、給料表改定に伴う給料としての跳ね返り分として5,725万5,000円、期末手当改定により531万5,000円、勤勉手当改定により509万円となっております。

改正条例の適用につきましては、給料表改定は令和6年4月1日、期末手当及び勤勉手当改定は令和6年12月1日に遡及して適用。

第2条の施行日は令和7年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

本名洋議員。

○5番本名 洋議員 5番、本名です。ただいま事務局長よりご説明いただきましたが、若年層に重点を置いた給料引上げということでもありますけれども、確かに少子化の中、若い有能な

人材を確保するという事は非常に大切なことだと思いますけれども、今回このように若年層に重点を置いたその意図を伺います。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 これは国の人事院勧告に基づいて、鑑みて行っているものでございます。
また、あとは構成市町の動向を踏まえて行っているものでございます。

○山田敏夫議長 本名洋議員。

○5番本名 洋議員 5番、本名です。やはり先ほど申し上げたように、若い有能な人材を確保するということは大切なことなのだと思いますけれども、これにより、例えば近隣のほかの企業等と比較しまして、当組合の人材確保という点において遜色のない給与体系になるのか、あるいは優位性を持つような、そういう給与体系になるのかお伺いいたします。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 構成市町の給料表を基に、基づいてやっていますので、その辺は差がないということになっております。民間とは私たちも直接比べてはいませんので、その辺が今ちょっとはつきり答えることはできませんので、ご了承ください。

○山田敏夫議長 質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第21号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第21号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

第22号議案 和解についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

○中川一諭消防長 第22号議案 和解についてご説明申し上げます。

事件名でございますが、消防救急デジタル無線整備工事損害賠償請求交渉事件でございます。和解の相手方は扶桑電通株式会社及び株式会社富士通ゼネラルの2社になります。

事件の概要についてでございますが、平成25年4月26日に扶桑電通株式会社と締結いたしました消防救急デジタル無線整備工事契約について、株式会社富士通ゼネラルに排除措置命令等が確定したことを理由として、組合が同工事契約約款第42条の2並びに民法第709条及び第719条の規定により、相手方の2者に対し損害の賠償を求めているものでございます。

和解の内容につきましては、1点目として、扶桑電通株式会社及び株式会社富士通ゼネラルは、解決金として、組合に対し、連帯して1,300万円を支払う。2点目として、組合と扶桑電通株式会社及び株式会社富士通ゼネラルとの間に、本事件について、他に何らの債権債務がないことを相互に確認するとなっております。

参考資料6は本和解に係る合意書案でございます。

以上、消防救急デジタル無線整備工事損害賠償請求交渉事件について和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第22号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第22号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○山田敏夫議長 日程第5，閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者あいさつ

○山田敏夫議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。
管理者。

○高畑 博管理者 閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご提案申しあげました議案に対しまして慎重なるご審議をいただき、それぞれご可決を賜り、誠にありがとうございました。

今後におきましても、管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり業務に邁進してまいる所存でございますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様には改めまして今年1年のご厚情に感謝申し上げますとともに、健やかな新年を迎えられますよう祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

△閉会の宣告（午後 2時41分）

○山田敏夫議長 お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規

定により閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。

△署 名

左記会議のてんまつは，書記長が記載したものであるが，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

議 長 山 田 敏 夫

署名議員 斉 藤 隆 浩

署名議員 篠 田 剛